

電気供給約款別紙（北海道電力ネットワーク株式会社管内）

実施要綱 北海道 のむシリカ電力 エネルギーお得動力プラン（主開閉器契約）

1. この実施要綱の適用エリア

この別紙は次の地域に適用します。

北海道

ただし、礼文島、利尻島、天売島、焼尻島および奥尻島は除きます。

2. 料金計算方法

電気料金については以下の計算方法が適用されます。

電気料金＝①基本料金＋②電力量料金±③燃料費調整額＋④再生可能エネルギー発電促進賦課金

①基本料金＝基本料金単価×契約電力

※ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

②電力量料金＝電力量料金単価×使用電力量

③燃料費調整額＝燃料費調整単価×使用電力量

④再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量

ただし、燃料費調整額の加減算につきましては、電気供給約款（北海道のむシリカ電力 低圧）（以下「本約款」といいます。）別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を下回る場合は、本約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引くこととし、本約款別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を上回る場合は、本約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えるものとし、本約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が本約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、本約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、本約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が本約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は本約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

3. 契約種別、料金単価等

当契約種別については、技術的に当社でご契約を行う事が難しい場合には、ご契約をお断りする場合がございます。

1) 適用範囲

動力を使用され、託送約款等の動力標準接続送電サービスまたは動力時間帯別接続送電サービスの対象で、お客さまが1年を通じてこの実施要綱の適用を希望され、かつ、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

3) 契約電力

契約電力は、本約款別表 6（契約容量および契約電力の算定方法）(3)により算定された値といたします。

4) 料金単価（税込）

(a) 基本料金

契約電力 1 キロワットにつき	1,030円09銭
-----------------	-----------

(b) 電力量料金

1 キロワット時につき	30円71銭
-------------	--------

5) その他

(a) 変圧器、発電設備等その他を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

(b) 契約期間満了に先だって、原則としてこの実施要綱以外の他の契約種別に供給契約を変更することはできません。

(c) この実施要綱から他の契約種別に変更された後 1 年に満たないお客さまについては、原則としてこの実施要綱を適用いたしません。

(d) エネルギーお得動力プラン（実量契約）を適用した後 1 年に満たないお客さまについては、原則としてこの実施要綱を適用いたしません。

附 則

1 実施期日

この実施要綱は、令和 7 年 11 月 1 日から実施いたします。

2 契約電力についての特別措置

- (1) 本則 3（契約種別，料金単価等）イ（適用範囲）に該当し，お客さまが希望され，かつ，当社との協議が整った場合には，契約電力は，本則 3（契約種別，料金単価等）ハ（契約電力）にかかわらず，当分の間，契約負荷設備の内容を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。この場合，契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

なお，この場合の契約電力が，負荷の実情に比べて不適當と認められるときには，原則としてこの特別措置を適用いたしません。

- (2) (1)により契約電力を定めているお客さまが，需要場所における負荷設備を変更される場合には，原則として，本則 3（契約種別，料金単価等）ハ（契約電力）により契約電力を定めます。

電気供給約款別紙（北海道電力ネットワーク株式会社管内）

実施要綱 北海道 のむシリカ電力 エネルギーお得動力プラン（実量契約）

1. この実施要綱の適用エリア

この別紙は次の地域に適用します。

北海道

ただし、礼文島、利尻島、天売島、焼尻島および奥尻島は除きます。

2. 料金計算方法

電気料金については以下の計算方法が適用されます。

電気料金＝①基本料金＋②電力量料金±③燃料費調整額＋④再生可能エネルギー発電促進賦課金

①基本料金＝基本料金単価×契約電力

※ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

②電力量料金＝電力量料金単価×使用電力量

③燃料費調整額＝燃料費調整単価×使用電力量

④再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量

ただし、燃料費調整額の加減算につきましては、電気供給約款（北海道のむシリカ電力 低圧）（以下「本約款」といいます。）別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を下回る場合は、本約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引くこととし、本約款別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を上回る場合は、本約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えるものとし、本約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が本約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、本約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、本約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は本約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

3. 契約種別、料金単価等

当契約種別については、技術的に当社でご契約を行う事が難しい場合には、ご契約をお断りする場合がございます。

1) 適用範囲

動力を使用され、託送約款等の動力標準接続送電サービスまたは動力時間帯別接続送電サービスの対象で、お客さまが1年を通じてこの実施要綱の適用を希望され、かつ、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

3) 契約電力

(a) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

- 1 新たに電気の供給を受ける場合または高圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに低圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この実施要綱により新たに電気の供給を受ける前から引き続き当該一般送配電事業者等の供給設備を利用される場合には、この実施要綱により新たに電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、この実施要綱によって受けた電気の供給とみなします。
- 2 需要場所における主開閉器の定格電流を増加される場合等で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。
- 3 需要場所における主開閉器の定格電流を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかとなるときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、需要場所における主開閉器の定格電流等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

(b) 需要場所における主開閉器または負荷設備を変更される場合は、あらかじめ申し出ていただきます。

4) 料金単価（税込）

(a) 基本料金

契約電力 1 キロワットにつき	1,699円82銭
-----------------	-----------

(b) 電力量料金

1 キロワット時につき	30円71銭
-------------	--------

5) その他

- (a) 変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。
- (b) 契約期間満了に先だって，原則としてこの実施要綱以外の他の契約種別に供給契約を変更することはできません。
- (c) この実施要綱から他の契約種別に変更された後 1 年に満たないお客さまについては，原則としてこの実施要綱を適用いたしません。
- (d) エネルギーお得動力プラン（主開閉器契約）を適用した後 1 年に満たないお客さまについては，原則としてこの実施要綱を適用いたしません。
- (e) 最大需要電力が 50 キロワット以上となる場合は，供給契約の変更についてすみやかに協議するものとし，協議が整うまでの間は，この契約要綱に準じて取り扱います。

附 則

1 実施期日

この実施要綱は，令和 7 年 11 月 1 日から実施いたします。